

造成設計業務特記仕様書

(第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務委託【債務負担行為】)

令和8年1月

酒 田 市

1. 共通仕様書の適用

本業務にあたっては、「公共測量作業規程の準則（測量法第34条）」、「山形県県土整備部共通仕様書（測量・地質調査編、設計業務等編）令和7年10月」、「山形県開発行為の手引き（事務手続編）」によるほか、この特記仕様書に基づき実施するものとする。

なお、上記に関する内容は以下のホームページに掲載されている。

(1) 公共測量作業規程の準則

国土地理院のホームページ (<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

- 国土地理院について
- 公共測量
- 作業規定の準則について

(2) 共通仕様書

山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>)

- 組織別一覧
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書（委託業務）

※共通仕様書の「監督職員」は、「発注者」に読み替えるものとする。

※令和7年10月以降に改定された共通仕様書に関する内容は上記のホームページに掲載されているので、改定された内容についても適用するものとする。

(3) 開発行為の手引き

山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>)

- 組織別一覧
- 県土整備部
- 都市計画課
- 開発許可の手引き

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1章 総 則

1 適用の範囲

本特記仕様書は、「第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務委託【債務負担行為】」仕様書（以下、「仕様書」という。）のうち、造成設計業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 業務目的

本業務は、第四中学校区内への義務教育学校開設に向けた準備を目的として、整備事業に資する整地設計、排水設計、調整池設計、開発協議に伴う資料作成を行い、合理的に事業を遂行するための資料を作成するものである。

3 受発注者の責務

受発注者の責務は、共通仕様書第103条に定めるものに加え、受発注者の責務について以下のとおりとする。

- (1) 本業務を履行するにあたり、受注者はその技術を駆使して確実・詳細・丁寧に行い、成果は所定の条件を満足しなければならない。なお、受注者は本特記仕様書に明記していない事項であっても業務上必要と思われるものについては、責任をもって充足、調整等を行うこと。
- (2) 受注者は、業務内容の変更において、発注者から不適切な指示等があった場合は、発注者に対し書面で報告ができるものとする。
- (3) 発注者は、前項の報告を受けた場合は、5日以内（休日等を含む）に受注者と協議し適切な措置を講じなければならない。

4 配置技術者の確認

受注者は、業務計画書（共通仕様書第113条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

5 現地作業の開始

現地作業を開始する場合は、あらかじめ発注者に報告した上、作業開始するものとする。

6 打合せ

- (1) 業務着手時及び業務完了時において行う打合せは各1回とし、業務の主要な区切りにおいて行う中間打合せは3回とする。
- (2) 中間打合せ回数は、上記の回数を標準とするが、業務の進捗に伴いこれによりがたい場合は、別途発注者と協議の上、変更について協議できるものとする。なお、打合せ回数は対面及びWEBで実施した回数とし、電話や電子メール等による打合せは回数として数えないものとする。

7 業務計画書

- (1) 業務計画書は、共通仕様書第113条に定めるほか、共通仕様書参考資料の「業務計画書作成要領（案）」により作成するものとし、当初打合せ後、速やかに提出するものとする。

(2) 受注者は、クリティカルパスが分かる業務工程表（エクセル形式）を作成し、業務計画書とともに提出するものとする。また、作成した業務工程表は受発注者間で共有し、変更があればその都度更新し、情報共有するものとする。

8 土地への立入り等

(1) 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、果樹、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ発注者に報告するものとし、報告を受けた発注者は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者の許可は発注者が得るものとするが、発注者の指示がある場合は、受注者はこれに応じなければならない。

(2) 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、作業終了後 10 日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

9 保険加入の義務

受注者は共通仕様書第 140 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。ただし、発注者からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

10 ウィークリースタンス等の推進

本業務は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。

(1) 打合せ時間の配慮

受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後 4 時以降の打合せは行わない。

(2) 作業依頼の配慮

- ① 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- ② 休前日（金曜日など）に休日明け日（月曜日など）が期限日の依頼をしない。
- ③ 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。

(3) ワンデーレスponsの再徹底

- ① 問い合わせに対して、ワンデーレスponsを徹底する。

(4) 電子メール等の活用の再徹底等

- ① 受発注者間の連絡は、電子メール等の活用を徹底する。
- ② 電子メールは、担当者間だけのやり取りとならないよう、総括監督員や管理技術者をあて先に含めて送付し、協議等の内容を共有するものとする。

(5) 留意事項

- ① 緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。
- ② 設計変更を伴う作業依頼は、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

1 1 地下埋設物

現地の状況を確認し、埋設物が予想される場合は、管理者と立会いを実施し確認を受けること。また、確認書の写しを提出すること。【上水道、下水道、農業集落排水、土地改良施設、企業局、電力、通信、ガス等】

1 2 疑義

本特記仕様書及び共通仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には発注者と協議するものとする。

第2章 測量業務

1 貸与資料の内容

仕様書4「業務内容」(5)に規定する貸与資料のうち、本測量業務に係る内容は下記のとおりである。

- (1) 測量範囲 別紙「平面図(1)」のとおり
- (2) 測量面積 UAVレーザ測量 $A = 0.089 \text{ km}^2$
- (3) 測量期間 令和7年10月15日から令和8年6月12日まで(予定)
- (4) 報告書の構成

① 基準点測量

項目	摘要
3級基準点測量	永久標識の設置:無し
4級基準点測量	

② UAVレーザ測量

項目	摘要
作業計画	縦横断図データファイルの作成は、「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル(令和5年3月 国土地理院)」に基づき作成している。
調整点および検証点の設置	
UAVレーザ計測	
点群編集	
三次元点群データファイル	
数値地形図データファイル	
縦横断図データファイル	
補足測量	
平面図作成	

③ 用地測量

項目	摘要
作業計画	縮尺: 1/500
現地踏査	
公図等の転写	
地積測量図の転写	

土地の登記記録調査
権利者確認調査（当初）
公園等転写連続図作成
復元測量
境界確認
土地境界確認書作成
補助基準点の設置
境界測量
用地仮杭設置
境界点間測量
面積計算
用地実測図原図作成
用地現況調査（建物等）
用地平面図作成
土地調書作成
写真台帳の作成
地積測量図素図等の作成

2 業務内容

貸与する資料を用いて第3章に規定する設計項目に則した測量成果を整理・補完すること。
なお、追加が必要な測量項目が生じる場合は、発注者へ提案の上、実施すること。

第3章 設計業務

1 設計条件

設計条件は、本業務内で確定するものとし、条件設定にあたっては、発注者と協議するものとする。

2 造成設計

設計項目は、次に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

項目	内容
宅地計画高検討決定	宅地計画高検討の決定
造成断面	各変化点ごとに断面図の作成
擁壁構造設計・法面設計及び構造	擁壁構造・法面・構造物の各設計と詳細図の作成
土工量計算	各断面ごとに土積の計算
運土計画	効率の良い土量配分図の作成
数量計算	各工種別に数量の計算
造成設計	各工種別に設計内訳の作成
標準成果品	造成計画図 (S=1/500)、断面図 (V=1/100、H=1/500)、各詳細図 (S=1/100 以上)、運土計画図 (S=1/1000～1/2500)、数量計算書、土量計算書、運土計算書、構造計算書、安定計算書、設計内訳書、ほか発注者が

必要と認める資料

3 排水設計

設計項目は、次に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

項目	内容
流出量計算	全体排水計画及び流出量の計算
縦断及び配管計画	計画平面図・縦横断図・埋設定規図の作成
構造物	管種・管基礎・仮設工法等の計算
数量計算	管布設・土工・マンホール・柵・仮設工等の数量の計算
標準成果品	排水流域平面図 (S=1/500)、平面図 (V=1/500)、縦横断図 (V=1/100、H=1/500)、各種詳細図 (S=1/100 以上)、数量計算書、検討結果報告書、調整池設計書、構造計算書、安定計算書、ほか発注者が必要と認める資料

4 調整池設計

設計項目は、次に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

項目	内容
構造図	構造図・詳細図の作成
調整池	調整池の計画作成
数量計算	各工種別の数量計算
標準成果品	各種詳細図 (S=1/100 以上)、数量計算書、仮設調整池排水設計書、仮設排水計画書ほか発注者が必要と認める資料

5 概算工事費の算出

本業務で設計した内容に係る概算工事費を算出すること。

算出時点の単価採用年月は、発注者と協議の上、決定すること。

6 概算工事工程表の作成

本業務で設計した工事概算工程表を作成すること。

7 概算維持管理費の算出

本業務で設計した工事の竣工後維持管理費を算出すること。

第4章 開発協議に伴う資料作成

1 資料の作成

山形県開発行為の手引き（事務手続編）におけるIV開発行為許可申請手続第2節許可申請5.

申請書に添付する図書（2）添付書類等及び（3）添付図面等で規定する資料を作成すること。なお、その他で規定する資料の作成が生じた場合は発注者と協議するものとする。

第5章 成果品

1 成果品の提出

- (1) 成果品（報告書）の提出部数は、紙で5部及び電子データで2部とする。
- (2) 紙はA4縦ファイルとし、表紙に委託名および受注者名をつけて提出すること。
- (3) 電子データは報告書データをDVD-R又はCD-Rにフォルダを整理した状態で収納し提出すること。
- (4) 収納する電子データのファイル形式は次のとおりとする。
 - ① 文書：PDF形式およびMicrosoft Word形式またはMicrosoft Excel形式
 - ② 表・グラフ：PDF形式およびMicrosoft Excel形式またはMicrosoft PowerPoint形式
 - ③ 図面：PDF形式およびSFC形式
- (5) また、定めの無い項目等については、発注者と協議の上、決定すること。

2 成果品の一部使用

本業務委託の履行期間中は、関係部署及び別途発注業務委託の受注者、土地の関係者との協議に必要となる図面や資料などを、最終成果品納入前に請求する場合がある。

なお、請求する具体的な図面や資料については、その都度発注者が申し出るものとする。

【別紙】

位置図

業務名：(継続費)第四中学校区義務教育学校整備に伴う測量及び用地調査等業務委託



平面図(1)

業務名：(継続費)第四中学校区義務教育学校整備に伴う測量及び用地調査等業務委託

